

デジタル複合機賃貸借契約書（案）

公益財団法人千葉県産業振興センター(以下、「発注者」という。)と、〇〇〇〇〇〇(以下、「受注者」という。)とは、下記の条項により デジタル複合機(以下、「賃貸借物件」という。)の賃貸借に関することについて次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、第2条記載の賃貸借物件を発注者へ賃貸し、発注者はこれを賃借し、受注者は発注者の使用に供し適切な操作方法を発注者に指導するとともに、常時正常な状態で稼働しうるように保守を行い、発注者がこれに対して賃貸借料金を受注者に支払うことを目的とする。

(賃貸借物件)

第2条 賃貸借物件は、別紙(1)記載のとおりとする。

(設置場所)

第3条 賃貸借物件の設置場所は、別紙(1)記載のとおりとする。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(賃貸借料金)

第5条 賃貸借料及び保守料は、別紙(2)記載のとおりとする。

2 契約期間中において、賃貸借物件に対する公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により賃貸借料金を変更する必要がある場合、発注者受注者協議のうえこれを変更することができる。

(賃貸借料金の支払)

第6条 受注者は毎月末において発注者の係員の確認を受けて、複写枚数を算出し、賃貸借料金および消費税等を発注者に請求する。

2 受注者が請求する消費税等は、この契約に基づき受注者が発行する請求書に記載する賃貸借料金その他発注者の金銭債務の合計金額に基づき計算（円未満は切捨）するものとする。

3 受注者は、発注者が発注者の自己の責に帰すべき事由により支払期限までに賃貸借料金

を支払わない場合、発注者に対し、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、請求金額に対し、契約締結時における政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該額に 100 円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)を支払遅延利息として請求することができるものとする。

(機械の保守)

第 7 条 受注者は発注者が機械を常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して機械の点検・調整を行わなければならない。

2 機械が故障した場合、発注者の請求により、受注者は技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 前項の作業の実施は、受注者所定の営業時間内に行う。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合、受注者は受注者所定の料金を請求することができる。

4 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体は、受注者の技術員の点検または発注者の通知に基づき画質維持のため受注者が必要と認めた場合、受注者はこれを取り替える。

5 その他消耗品については、受注者の指定する者の巡回または発注者の申し出によって予備手持量の不足を知った場合、受注者は該当消耗品等を供給する。

(賃貸借物件の借用及び保全)

第 8 条 賃貸借物件の所有権は受注者に属し、発注者は賃貸借物件を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用・管理しなければならない。

2 発注者は、賃貸借物件が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど、原状を変更するような行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第 9 条 発注者が第 3 条に定める設置場所を変更する場合、発注者はあらかじめ受注者に通知をし、受注者の承認を得なければならない。この場合、賃貸借物件の移動は受注者が実施する。

(賃貸借物件の移動・搬出料金)

第 10 条 賃貸借期間終了後の搬出に係る費用は、受注者の負担とする。

2 賃貸借期間中に発注者の都合により賃貸借物件を移動する場合、受注者はそれらに要する費用を発注者に請求することができる。

(動産総合保険)

第11条 受注者は、自己の責任において、賃貸借物件に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第12条 発注者が故意または重過失によって賃貸借物件に損害を与えた場合、受注者はその賠償を発注者に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で填補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず受注者は発注者に賠償を請求できない。

(機密の保持)

第13条 受注者は保守の実施にあたって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用してはならない。

(契約解除)

第14条 発注者または受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、書面をもって相手方へ通告し、この契約を解除することができる。

2 前項の場合の損害賠償については、これにより被る相手方の損害についてその責を負わない。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 受注者が前項の期間内に履行の追完をしないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて月額料金の減額を請求することができる。

3 発注者が種類又は品質に関する契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として第1項に規定する履行の追完の請求、前項に規定する代金の減額の請求、第14条に規定する契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(賃貸借物件の返還)

第16条 この契約の終了時は、発注者は賃貸借物件を速やかに返還するものとする。

(権利・義務の譲渡制限)

第 17 条 発注者は、この契約の存続中、受注者の承諾なしに賃貸借物件及びこの契約から生ずる権利義務を第三者へ譲渡し、物件に担保権又はそのほかの権利を設定することはできない。

(談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項)

第 18 条 受注者に談合その他不正行為等があったときは、別紙(3)「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」によるものとする。

(その他)

第 19 条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者受注者記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1
WBGマリブイースト 2 3 階
公益財団法人千葉県産業振興センター
理 事 長 富 沢 昇 印

受注者 (所在地)
氏 名 印
(名称及び代表者名)

設置場所・機種明細表

機種	型式	商品コード	設置場所
			所在地 千葉県船橋市北本町一丁目 1 7 番 2 5 号 ベンチャープラザ船橋 1 階 新事業支援部産学連携推進課

内 訳 書

件名：デジタル複合機賃貸借「単価契約」

(1) 複合機賃貸借料

(税抜)

項 目	月 額
1台（新事業支援部産学連携推進課）	金〇〇〇,〇〇〇円
合 計	金〇〇〇,〇〇〇円

(2) 1カウントにつき（単価） ※保守及び消耗品等を含む単価

注）：消耗品等には、コピー用紙、ICカード及びホチキスは含まない。

〇%控除にて計算

(税抜)

場所	機種	項目	単価
		モノカラー	〇〇円
		フルカラー	〇〇円
		フルカラープリント	〇〇円

別紙 3

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 賃貸人が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 賃貸人は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、賃借人は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 賃貸人は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。賃貸人が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他賃借人が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、賃借人は、賃借人の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、賃貸人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、貸貸人が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して賃借人に支払わなければならない。貸貸人がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は 構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 賃借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 貸貸人の役員等(貸貸人が個人である場合にはその者を、貸貸人が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 貸貸人の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 貸貸人の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 貸貸人の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 貸貸人の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等(有資格業者でないものを含む。)であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6) 貸貸人が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたとき。

2 貸貸人が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 貸貸人は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、賃借人は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 貸貸人は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 貸貸人は、前項の場合において、賃借人及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。